

令和4年4定 一般質問 開催状況

開催年月日 令和4年12月6日

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

担当部課 総合政策部政策局参事

総合政策部知事室秘書課

総合政策部知事室道政相談センター

総務部教育・法人局学事課

総務部総務課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 統一協会及び関連団体との関係等について</p> <p>(一) 統一協会の反社会性等に関する認識について 統一協会は、高額献金や霊感商法だけではなく、いくつもの判決によって、その伝道行為が違法だと確定しています。宗教法人の認定取消を求める世論が高まっていますが、知事及び教育長に、統一協会の反社会性に関する認識をお示し願います。</p> <p>(二) 統一協会による道行政、道教育行政への関与、政策への関与について 韓国の宗教団体である統一協会が、日本の政治家や行政、施策に関与することは重大問題であり、岸田首相も関係を絶つと言わざるを得ない状況です。知事及び教育長は、統一協会による道行政、道教育行政への関与、政策への関与はあってはならないと表明すべきではありませんか、お答えください。</p> <p>【再質問】 これまで確認したのは一部の部局で、私どもの改めでの資料要求で二人の副知事の関与が明らかとなりました。必要に応じて適切に対応すると答えた知事は、統一協会との関連を隠し立てしないというのであれば、全庁調査を行い、統一協会及び関連団体との関与は、そして関係はもうこれ以上はない、今後一切関係を持たないと明言し、実効ある対策を取るべきではありませんか、見解を伺います。</p>	<p>【知事】 いわゆる旧統一教会についてであります。現在、国においては、世界平和統一家庭連合や信者等の行為に関する不法行為責任を認めた判決が多数あることなどを根拠とし、法令に違反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした疑いがあると判断したことなどから、宗教法人法に基づく報告徴収・質問権を行使しているところであり、こうした国の対応により、具体的な証拠や資料を伴う客観的な事実を明らかにしていくことが重要と考えております。</p> <p>【知事】 旧統一教会への対応等についてであります。道としては、地方公共団体の運営等について定める地方自治法や、道政運営全般にわたる基本理念及び原則を定める北海道行政基本条例など、関連法令の趣旨を踏まえ、公正の確保と透明性の向上を図ることによる道民の権利利益の保護等を理念として、道政運営を行っており、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとの認識の下、適切に行政を執行してまいります。</p> <p>また、現在、世界平和統一家庭連合については、国が、宗教法人法に基づく報告徴収・質問権を行使しているところであり、こうした状況も注視して、対応してまいります。</p> <p>【知事】 旧統一教会への対応等についてであります。現在、国において、世界平和統一家庭連合が、法令に違反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした疑いがあると判断したことなどから、宗教法人法に基づく報告徴収・質問権を行使しているところであり、道としては、こうした状況も注視しながら、今後とも、地方自治法など関連法令の趣旨を踏まえ、公正の確保を図り、道民の権利利益を保護することなどを理念として、道政を運営してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再々質問】 統一協会から家族を取り戻した方から先日お話を伺いました。で、最後にこう言われたんです。何がつかかったとって、私の家族が他人様の子供を洗脳していることが何よりつかかった、家もお金も命を捨てても助け出さなければならぬと決死の覚悟だったと述べたうえで、政治家や行政が統一協会の広告塔となり、洗脳される犠牲者を増やすことがあってはならないと言いつけてきました。知事にしっかりとお伝えしましたが、知事は、統一協会についてですね、働きかけがない面談は容認をしていると。それから、統一協会の関係を絶つとは明言しない、これでは分かりません知事の対応が。知事として、また、道庁として、統一協会と今後関与を続けるのかしないのか、明確にお答えください。</p> <p>【特別発言】 知事は、あくまで、働きかけのない面談は行わないとはおっしゃいませんでした。これには驚きました。まず、ご自身が被害の深刻さをよく情報を得て、認識を深めるよう、このことについては強く求めておきます。</p> <p>(三) 統一協会及び関連団体との関係の公表について 9月28日の本会議で総務部長は、私どもの統一協会及び関連団体との関係に関する資料要求に「確認できなかった」と答えました。その後の資料要求でやっと、副知事二人が、2020年・21年と2年連続で、統一協会との関与を認めた自民党道議同席のもと、統一協会の関連団体であるピースロード・ジャパンの実行委員長等と面談していたと認めました。副知事二人は、なぜ自ら、関与を申し出なかったのか。隠し立てする必要があるのか、うかがいます。</p> <p>【再質問】 教育庁は認識を示しましたが、知事自身は認識を示す答弁を避けました。統一協会及び関連団体との関係について、発覚事実だけは認め、全庁調査を拒否するのは岸田政権と酷似しています。 道は、関連団体と副知事の面談は、「問題ない、だから答えなかった」との答弁でしたけれども、道庁は働きかけのない面談は容認するのですか。聞かれるまで道民には知らせないのですか、お伺いします。きっちり教えてください。</p>	<p>【知事】 旧統一教会への対応等についてであります。道としては、これまで、旧統一教会やその関係団体に対し、イベント参加やメッセージ送付、名義後援などの対応は行っておりません。 また、社会的に問題が指摘される団体との関係については、道民の皆様には誤解を招くことのないよう、十分注意をし、行事への出席や後援名義の承諾などについて、適切に対応するよう、各部署長に対し、注意喚起を行っております。 今後とも、地方自治法など関連法令の趣旨を踏まえ、公正の確保を図り、道民の権利利益を保護することなどを理念として、適切に道政を運営してまいります。</p> <p>【総務部長兼北方領土対策本部長】 旧統一教会への対応等についてであります。第三回定例会においては、当該団体とその関係団体に関し、日本共産党道議会議員団から、調査の対象とされた部における会費納入やイベント参加、メッセージ送付、名義後援、道有施設の貸し出しなど、道としての対応や、団体からの働きかけの有無について、ご質問いただいたところでございます。 道としては、当該面談においては、団体側から、活動内容の紹介があったものの、イベント参加、メッセージ送付、後援名義使用許可など、道に対応を求める具体的な働きかけはなく、また、面談を受けて、道として特段の対応も行っていないため、ご質問には、該当するものがない旨、お答えしたところでございます。</p> <p>【知事】 旧統一教会の関係団体との面談についてであります。当該面談においては、団体から道に対してイベント参加やメッセージ送付などの、対応を求める具体的な働きかけはなく、また面談を受けて、道として特段の対応も行っておらず、こうした状況を踏まえ、道としては、面談の有無などの問い合わせに対しては、事実関係をご説明してきたところでございます。 現在、旧統一教会については、国が宗教法人法に基づく報告聴取・質問権を行使しているところでありますが、こうした状況を注視しながら、適切に対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】 知事は統一協会との関係を尋ねる共同通信のアンケートにないと答えておりましたが、面談については、ないの範疇なのか。どういう基準でないと答えたのか具体的にお聞きします。</p> <p>二 統一協会及び関連団体との関係等について (五) 被害者救済について 岸田政権の下で、宗教2世など、被害者救済法案が審議をされております。マインドコントロール下での違法な献金は禁止すべきであり、統一協会による違法な伝道・布教と高額献金、靈感商法、集団結婚等に関し、幅広く被害相談を受けられるよう、道としての取り組みを求めますが、どう対応するのか伺います。</p>	<p>【知事】 旧統一教会への対応についてであります。共同通信のアンケートについては、私自身が旧統一教会における行事や会合への出席の有無や寄附の有無などについて尋ねられたものであり、それについては、該当ないと回答したものであります。 加えて、私は当該団体の方々との面談をしておりません。</p> <p>【総合政策部長】 道の相談窓口についてでございますが、道では、道政に関する様々なご相談やご意見などについて、一元的な相談窓口として、道政相談センターを設置しており、こうした中、道政相談センターには、本年7月以降、旧統一教会に関するご意見やご相談が11件寄せられているところでございます。 道といたしましては、旧統一教会をめぐる関心の高まりを踏まえ、道政相談センターが靈感商法を含め、道民の皆様の身近な相談窓口としての役割を担う旨、ホームページ等により周知を行ったところであり、相談対応におきましても、消費者トラブルをはじめ、様々なお困り事に関し、庁内はもとより、庁外の関係機関とも、より一層連携を図りながら対応を行うなど、今後とも、道民の皆様が相談しやすい環境づくりを進めてまいります。</p>